

# 3 栗石町立西山小学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義

(いじめ防止対策推進法 平成25年度法律第71号 第1章 総則 第2条第1項)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。児童は学校生活の中で生じる人間関係のトラブルを、自分の努力や友達、先輩、先生、保護者との関わりの中で解決を図り、成長していくものである。よって、人間関係のトラブルを全ていじめとして取り上げ、対処していくことは児童から成長の機会を奪うことになりかねないとも言える。しかし、児童の様子を注意深く見守り、見逃してはならないものについては学校や周囲の大人が責任ある対応をしていく必要がある。

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の人権を守り、自死を防ぐことが特に重要であることを認識しつつ、町教委、学校、家庭、地域、その他の関係者との情報共有と連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられたとする児童の立場に立ち、積極的に認知することが必要である。
- (3) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (4) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって取り組むべき問題である。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

## II いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、児童にとって

- 「安心・安全な学校づくり」を目指し、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
  - (3) 穏やかな集団づくりに努め、いじめの原因となるストレスを減らし、特別支援教育の視点も大切に学級経営に取り組む。
  - (4) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
  - (5) 児童が「自他の生命の尊重」「思いやりの心」を育み、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
  - (6) 特に、震災や家庭事情による転居や家庭環境、また、障がいの有無など、人権に関わる問題については、注意深く対応していく。
  - (7) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実にも努めるとともに、必要に応じ「いじめ防止全校集会」を実施する。
  - (8) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う中核的な組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### (1) 構成

全職員、必要に応じ保護者代表、外部関係者（学校評議員・民生委員・福祉・特別支援・警察・医師・地域代表者等）

※実情に応じて校長が定めることもある。

※教育委員会とは情報交換を密に行う。

※外部関係者への依頼は教育委員会との連携のもとで行う。

### (2) 取組内容

- ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- ② いじめにかかわる研修会の企画立案（いじめ基本方針の確認や事例から対応策や改善策、学校生活アンケート（保護者）、Q Uテストの結等）
- ③ 未然防止、早期発見の取組（人権教育の観点から、集会や学級活動で指導）
- ④ いじめやその疑いがある行為を発見した場合の情報の集約や整理
- ⑤ こころはおひさまアンケート（毎月）及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告・聞き取り）
- ⑥ いじめ防止にかかわる児童生徒の主体的な活動の推進
- ⑦ 情報モラル教育の充実（児童、保護者、地域との共通理解）

### (3) 開催時期

日常的には月毎の職員会議後に全職員で行い、必要に応じ保護者・外部関係者を招聘して実施する。（いじめの疑いも含む）

## 3 児童生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成を

する言語能力の育成を図る。

- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

#### 4 児童生徒の主体的な取組

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や児童会活動、子ども同士が悩みを聴き合う活動等、児童自らがいじめについて主体的に学び、防止するための取り組みを行う。
- (2) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

#### 5 家庭・地域との連携

- (1) 児童や保護者ならびに地域住民に、学校通信等を活用し、「学校いじめ防止基本方針」の広報活動に努める。
- (2) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

#### 6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

### Ⅲ いじめの早期発見のための取組

#### 1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童生徒の表情や言動、行動の変化にも配慮する。(学級担任は、日記や生活ノート等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間や放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめなど把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

#### 2 学校生活アンケート・こころはおひさまアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 保護者を対象とした「学校生活アンケート」(5月と11月)や「こころはおひさまアンケート」(7月と12月以外の毎月)での調査並びに聞き取り調査を行う。
- (2) 「学校生活アンケート」調査の結果は、生徒指導主事がまとめ、職員並びに保護者に周知するようにする。(1学期、2学期の個別面談前に)
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査随時

#### 3 相談窓口の紹介

いじめられている児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

- いじめ相談窓口及び各種関係機関の相談窓口は下記のとおり
- 日常のいじめ相談（児童生徒及び保護者）・・・全教職員が対応
  - 地域からのいじめ相談・・・・・・・・・・・・副校長
  - インターネットを通じて行われるいじめ相談  
学校または盛岡西警察（生活安全課）019-653-0110

＜各種関係機関相談窓口＞

- 雫石町教育委員会（学校教育課）・・・・019-692-6412
- 岩手県立総合教育センター ふれあい電話・・・・0198-27-2331
- 岩手県教育委員会いじめ相談電話・・・・019-623-7830  
メール相談アドレス・・・・・・・・fureai@pref.iwate.jp
- 全国共通24時間いじめ相談ダイヤル・・・・0570-078310
- 自殺予防いのちの電話・・・・・・・・0120-735-556
- 子どもの人権ホットライン・・・・・・・・0120-007-110

## IV いじめの問題に対する早期対応

### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。その際、下記の指導レベルを判断し、組織的に取り組む。

#### 【指導レベル】

- A：当事者同士での解決が見込まれ、教師が見守る姿勢で対処するレベル
  - B：教師が介入し、当事者への指導によって解決が図られると想定されるレベル
  - C：指導後も十分な配慮を要し、更に継続的な介入、指導が求められると想定されるレベル
  - D：行為が悪質であり、重大事態となり得るレベル
- ※「指導レベル」C，Dの事案については、速やかに町教委へ報告する。

- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員

で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、教育相談担当のもとスクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。
- (9) いじめの解消については、安易に「解消した」とせず、下記を参考に日常的に注意深く観察し、継続的な指導を行う。

#### 【いじめの解消】

少なくとも次の要件が満たされていること。ただし、必要に応じて、他の事情も勘案して判断すること。

##### i) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、町教委又は学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

##### ii) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する

### 3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

### 4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、雫石町教育委員会及び盛岡北警察署と連携して対処する。

### 5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、雫石町教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに盛岡北警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

## V 重大事態への対処

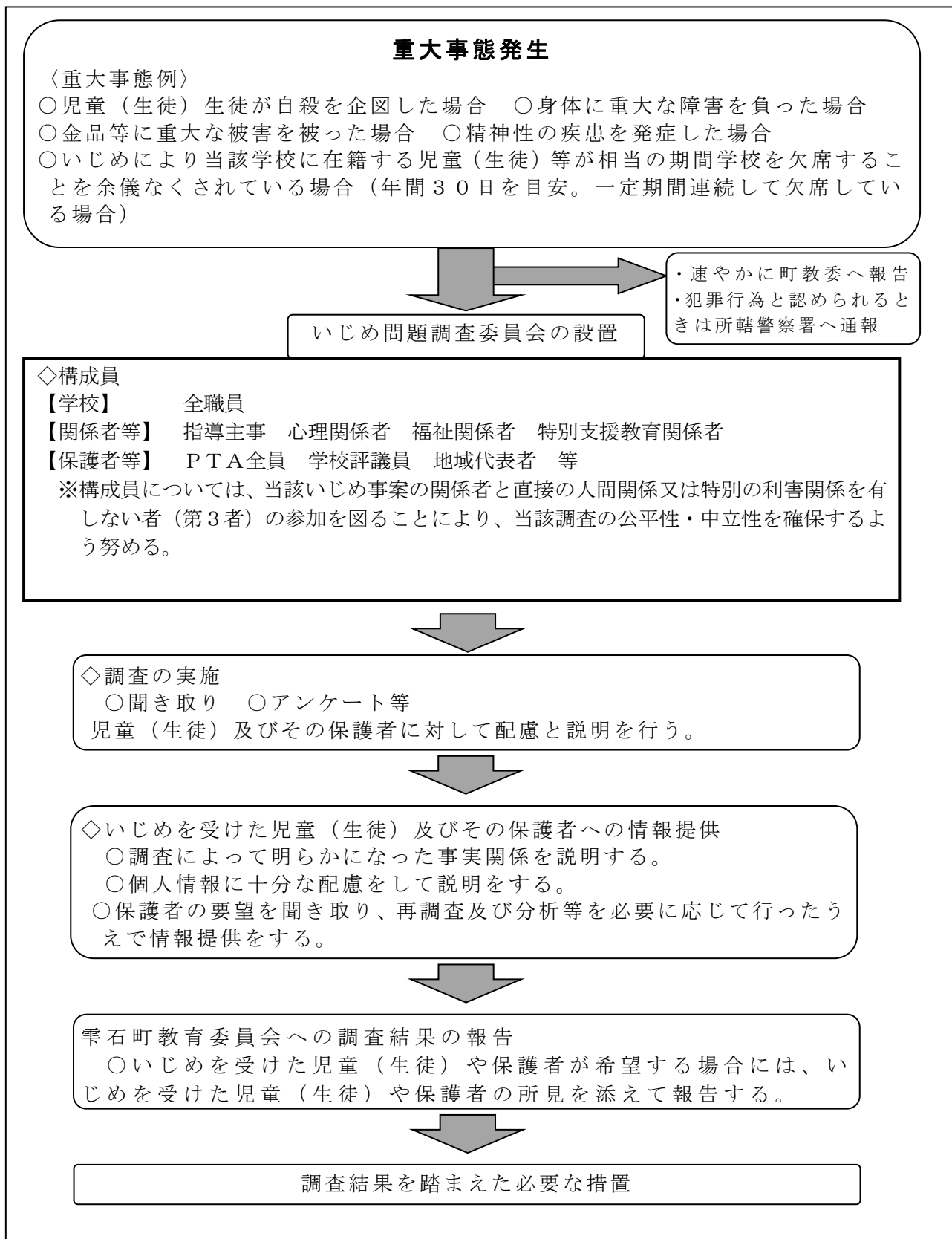
### 1 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第5章 総則 第28条1項）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※なお、児童や保護者から上記の事態の訴えがあったときには重大事態とらえるものである。

## 2 重大事態への対処（学校が調査の主体となる場合）



## VI いじめの防止等のための年間計画

月	校内研修等	防止・対応	早期発見
4	いじめ防止対策委員会基本方針の確認 今年度の児童理解と引継ぎ	基本的生活・学習習慣、 職員会意義の中で事案について共通理解を図る。 <b>いじめ事案の聞き取り</b>	教育相談・情報交換：こころはおひさまアンケート実施（月最終週） 年間を通じて随時
5	P T A総会における保護者啓発	児童総会 運動会の取り組み	家庭訪問 学校生活アンケート（保護者） QU 実施 教育相談等
6			
7	エリアコーディネーターによる研修（日程調整要）		学びフェスト 保護者面談
8			
9			
10		学習発表会の取り組み	
11			学校生活アンケート（保護者） 教育相談等
12			学びフェスト 保護者面談
1	研修会等の資料の紹介		
2	いじめ防止対策委員会年度末反省	児童総会	
3	いじめ防止対策委員会次年度構想	6 送会	引継ぎ資料作成

## VII 学校評価

### 1 学校評価

いじめや虐待の把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめや虐待の未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめや虐待の早期発見にかかわる取組に関すること

### 2 学校の取組の検証体制

<p>学校いじめ防止基本方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ P T A 総会・保護者会・学校関係者会議での説明</li> <li>○ 校報などによる広報</li> </ul>
--

教育相談・アンケート結果などの分析
-------------------

いじめ防止対策の取り組み
--------------

<p>自己評価・学校評価アンケート 学校関係者評価</p>
-----------------------------------